

○ 公費負担契約の印紙税法適用について

			<p>印紙税法別表第 1</p> <p>1 - 4 運送に関する契約書</p> <p>1 万円以上 10 万円以下のもの 200 円</p> <p>10 万円超～ 50 万円以下 400 円</p> <p>50 万円超～100 万円以下 1,000 円</p>
選挙運動 用自動車	個別契約	自動車借入	物品の貸し借りは印紙税法の対象外
		燃料供給	単価契約は 3 ヶ月以内は印紙税法の対象外
		運転手雇用	雇用契約であれば印紙税法の対象外 ただし、運転手が運送業の個人事業主であれば、上記「印紙税法別表第 1 1 - 4 運送に関する契約書」に該当する
ビラの作成			<p>印紙税法別表第 1</p> <p>2 請負に関する契約書</p> <p>1 万円以上 100 万円以下のもの 200 円</p>
ポスターの作成			<p>印紙税法別表第 1</p> <p>2 請負に関する契約書</p> <p>1 万円以上 100 万円以下のもの 200 円</p>